

新たに事業を創めようとお考えの方に、

家賃の一部を補助して支援を行います。

平成20年度阿蘇市商店街活性化（空き店舗対策）事業のおしらせ

本事業は、市内の空き店舗を新たな店舗で埋めることで商工業の振興が図られ、商店街の活性化に資することを目的としています。商店街にある空き店舗を利用し、新たに事業を創めようとお考えの方に、家賃の一部を補助して支援を行います。補助該当要件は下記のとおりです。

詳しくは、阿蘇市商工会 ☎32 0200 又は、商工観光課 ☎22 3174 までお問い合わせください。



補助該当要件：

商店街にある空き店舗を賃借し、本市の特性を考慮した店舗、又は観光面に貢献できる店舗を新たに出店される方で、次のいずれにも該当しない方に限ります。

- ア・市税等を滞納している方
- イ・商工会に加入していない方
- ウ・出店後、3年を経過した方
- エ・3年以内に事業を終了すると認められる方
- オ・その他

自然と調和した美しい商店街づくりを応援します！



阿蘇市商店街景観整備事業

市の緑豊かな自然資源や歴史風土を保全し、自然と調和した美しい街づくりに取り組むグループ（商工会、TMO、商店街等の振興を目的とした団体）で商店街の振興につながる植栽活動を応援します。

活動の視点

商店街の発展につながる街並み景観づくり
雄大な自然や歴史、文化にゆっくり、じっくり触れ学べる景観づくり
地域資源を見直し、周遊、回遊できる景観づくり
人が交流し、風景の移り変わりや時間を楽しむことができる景観づくり

補助の要件

単発でなく、商店街をどのように修景していこうというコンセプトを明確にし、その事業計画にそって商店街の沿道等に花木を植栽する事業。

（例）魅力ある商店街づくりを実現できる道路及び土地に植栽

必ず期間内に申請をされますようお願いいたします。

補助対象となる経費は、

種子、苗木、樹木代や肥料代等は全額補助。
燃料費・機械借上げ料は2/3以内で補助。
ただし、人件費や食糧費は対象外とします。

補助金の申請

補助金を希望する場合は、市へ申請書の提出が必要です。補助認定の可否については審査のうえ、予算の範囲内で決定後、ご連絡致します。

なお、事前着工に対して補助はできません。必ず植栽等をされる際には、先に申請をされ、決定後に着工してください。

お問合せ及び募集期限（一次締切）

募集期間：5月30日（金）まで

商工観光課 ☎22-3174